

「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」の改正について

財団法人日本情報処理開発協会

プライバシーマーク推進センター

プライバシーマーク事務局

平成19年2月9日

1. 改正の目的

平成10年4月のプライバシーマーク制度発足以来、本制度は「プライバシーマーク制度設置及び運営要領(10情報開・セ第126号)」(以下「運営要領」という。)に基づいて運営しています。

その間、環境の変化等に対応するために必要に応じて運営要領を改正し運用してきました。特に、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)が施行されて以降、プライバシーマーク付与の事業者数は急激に増加しています。それに伴い業種や本制度の運営組織も拡大し、本制度に対する社会的な期待も大きくなってきています。

そのために、制度運営上最も重要な審査の質の一層の向上を図り、より高い信頼性を確保することを目的に、運営要領を見直し必要な改正を行うこととしました。

また、平成18年5月20日には、本制度の基準としているJIS Q 15001が規定内容、名称共に改正され、同年11月から適用を開始していますが、今回の運営要領改正にあたっては、JISの改正も反映することとしました。

2. 改正内容

今回の改正の主なポイントは、次のとおりです。なお、改正内容はプライバシーマーク制度委員会で審議し承認されています。

① 付与認定とマーク付与が一体であることの明確化

本制度は、プライバシーマークの付与を行うために必要な手続として付与認定を実施しているものである。付与認定の手続きを指定機関が実施していることから、付与認定とマーク付与が独立しているとの誤解を招かないように規定を明確にした。

■ 第2条、第3条、第11条、第13条、第16条～第19条、第22条、第34条～第36条

② 事故対応に関する運用の明確化

認定事業者、申請中及び申請検討中の事業者から報告のあった個人情報に関する事故について、「プライバシーマーク制度における欠格性の判断基準」に

基づいて運用している。

このことから、各指定機関間の対応のばらつきはより少なくなると考えられるが、事故の原因、内容等によっては難しい判断を求められる場合があり制度全体としての統一的な対応を確保するため、最終的な対応の判断をプライバシーマーク制度委員会の審議を経て行うことを明確にした。

また、指定機関と事業者との関係を排除した対応の判断を確保することを可能とするために、審議の過程で利害関係者を加えてはならないことを明確にした。さらに、認定事業者間の事故に対する対応の不公平をなくするように認定事業者からの事故報告を義務化することを規定した。

■ **第20条、第21条、第22条、**

③ 指定機関及び現地審査現場への立会検査の制度化

指定機関を指定及び更新する場合、指定業務を実施する事務所に対する実地調査を実施する運用をしているが、このことを明確に規定した。

また、指定後においても、適正に指定業務を実施しているかを確認して審査の信頼性を確保する必要があることから、指定機関が申請事業者に対する現地審査が適性に実施されているかを確認するために、当該現地審査現場への立会検査を実施することを制度化するよう規定した。

■ **第30条、第31条**

④ 審査の打ち切り要件の明確化

本制度は、申請事業者の個人情報保護マネジメントシステムが適正であり、運用が実際になされていることを事業者自身に確認することで付与認定の可否の判断を行うが、その審査の現場に事業者の従業者以外の者が従業者と騙って同席する場合、申請事項に虚偽の記載があることが発見される場合などがあることから、このような事業者には制度の信頼性確保の観点から審査を打ち切ることができるように規定した。

また、審査に要した審査料等(審査料、旅費等)、使用料を一定の期間を経過しても納付しない事業者等についても、制度維持に支障をきたすおそれがあることから付与認定を解除するように規定した。

■ **第8条、第10条、第14条**

⑤ 外国法人に対する対応の明確化

プライバシーマーク付与認定の申請は、事業の拠点を本邦内に有する事業者に限りすることができるとしているが、本邦内に支店登記した外国法人も個人情報保護法への適合が求められ、その対応としてプライバシーマーク付与を受けたいとの問合せが多いことから、プライバシーマーク付与に対象事業者であることを明確に規定した。

■ **第7条**

⑥ 現地審査に係る費用が必要であることの明確化

新規の場合の付与認定、更新の付与認定ともに現地審査に係る費用について、運営要領には規定されていないことから、明確に規定した。

■ **第10条**

⑦ プライバシーマーク付与の有効期間の開始日の明確化

プライバシーマーク付与の有効期間は2年間であるが、その開始日に関しては運用上付与認定の日の11営業日後としているが、運営要領に明記していないことから、これを明確に規定した。

■ **第13条**

⑧ 異議の申出に対する対応

指定機関及び付与機関の下した結果に対して異議を申し出ることができることを明確にした。そのために、現行の第22条第5項(付与認定の取消し)の場合以外についても、異議の申出の対象となる場合としてまとめて一つの章として別途規定した。

■ **第6章の2 異議の申出**

⑨ 公的機関への協力

本制度運営状況を産業構造審議会個人情報保護分科会等に行うこととしている規定について、既にこの分科会が存在しないことから、今後の変化にも対応できるように一般的な表現に修正して規定した。

■ 第42条

⑩ JIS の名称変更等に対応する改定

JIS の名称変更等に対応して表現を修正した。

a) 以下については、「コンプライアンス・プログラム」を「個人情報保護マネジメントシステム」に変更する。

■ 第1条、第3条第1項／第3項、第6条第5号、第10条第1項／第2項第2号、

b) 以下については、「情報主体」を「本人」に変更する。

■ 第10条第2項第5号、第41条

c) 料金体系の変更で名称が変更されたことに対応する改定を行う。「申請手数料」を「申請料」に。

■ 第9条タイトル、第9条第1項／第2項

3. 施行日

当該運営要領の改正は、平成19年3月23日から施行する。

改正後のプライバシーマーク制度設置及び運営要領(10 情報開・セ第 126 号)は[こちら](#)を参照のこと。

なお、今回の運営要領の改正にともない、関連する手続「異議申出に関する手順書」について一部を改正し、名称についても「異議申出に関する手続」と改称しました。

異議申出に関する手続は、[こちら](#)を参照のこと。

以上

※下線部が変更箇所。

条	現行運営要領	改正案	改正理由
	第1章 総則	第1章 総則	
第1条	<p>(趣旨)</p> <p>この要領は、事業者における電子計算機処理に係る個人情報保護の日本工業規格に適合した適切な保護を促進するため、プライバシーマーク制度の設置及び運営に関し必要な事項を定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>この要領は、<u>日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項JISQ15001」</u>(以下「JIS」という。)に適合した適切な個人情報の保護を促進するため、プライバシーマーク制度の設置及び運営に関し必要な事項を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準としている日本工業規格の名称を JIS の名称変更に合わせて修正し、あわせて第2条との関連付けをした。
第2条	<p>(プライバシーマーク制度)</p> <p>財団法人日本情報処理開発協会(以下「協会」という。)は、<u>日本工業規格「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項 JIS Q 15001」</u>(以下「JIS」という。)に適合して電子計算機処理に係る個人情報(電子計算機処理の前後におけるマニュアル処理に係る個人情報を含む。以下同じ。)の適切な保護のための体制を整備している事業者に対し、その申請に基づき、<u>その旨の認定(以下「プライバシーマーク付与認定」という。)</u>及びその旨を示す特別の表示であるプライバシーマークの付与(以下「プライバシーマーク付与」という。)を行うプライバシーマーク制度を設ける。</p>	<p>(プライバシーマーク制度)</p> <p>財団法人日本情報処理開発協会(以下「協会」という。)は、<u>事業者の申請に基づき、JISに適合して個人情報の適切な保護のための体制を整備している旨を示す特別の表示であるプライバシーマークを付与(以下「プライバシーマーク付与」という。)</u>するプライバシーマーク制度を設ける。</p>	<p>“認定(以下「プライバシーマーク付与認定」という。)及び”を削除することで、プライバシーマーク制度は、「プライバシーマーク付与」を行うものと定義し、付与認定とマーク付与が一体であることを明確にする前提として、制度を定義付ける文言を変更した。</p>
第3条	<p>(認定及び付与)</p> <p>プライバシーマーク付与認定は、事業者の<u>コンプライアンス・プログラム(個人情報保護のための内部規程又は当該内部規程及びその運営(見直しを含む。))を含む個人情報保護のためのマネジメントシステムをいう。以下同じ。)</u>のJISへの適合性を評価することにより行う。</p> <p>2. 事業者が属する事業者団体が「<u>民間部門における電子計算機処理に係る個人情報保護ガイドライン(平成9年3月4日通商産業省告示第98号)</u>」その他の公的機関のガイドライン又はJISに準拠して策定した個人情報保護のための業界ガイドラインがある場合は、<u>コンプライア</u></p>	<p>(付与認定)</p> <p><u>プライバシーマーク付与は、事業者の個人情報保護マネジメントシステムがJISに適合している旨の認定(以下「プライバシーマーク付与認定」という。)</u>を受けた事業者にのみ、これを行う。</p> <p>2. 事業者の属する事業者団体が、<u>JIS又は行政機関等の定めた指針その他のガイドラインに準拠して個人情報保護のための業界ガイドラインを策定している場合は、個人情報保護マネジメントシステムは、当該業界ガイドラインにも適合するものでなければならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項を追加して、プライバシーマーク付与は、プライバシーマーク付与認定を受けることが条件であることを明記し、また、タイトルを付与認定として付与認定と付与が一体であることを明確にした。 ・JISの名称変更に合わせて。 ・表現を分かりやすくした。

条	現行運営要領	改正案	改正理由
	<p>ス・プログラムは、当該業界ガイドラインにも適合するものでなければならない。</p> <p>3. プライバシーマーク付与は、協会がプライバシーマーク付与認定を受けた事業者とプライバシーマーク使用契約を締結し、当該契約において当該事業者がプライバシーマークの通常使用権を許諾することにより行う。</p>	<p>3. プライバシーマーク付与は、協会がプライバシーマーク付与認定を受けた事業者とプライバシーマーク付与契約を締結し、当該契約において当該事業者がプライバシーマークの通常使用権を許諾することにより行う。</p>	
	第2章 認定及び付与	第2章 認定及び付与	
第6条	<p>(プライバシーマーク付与認定の申請)</p> <p>プライバシーマーク付与認定を受けようとする事業者は、次の申請書類を指定機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所定の様式による申請書</p> <p>(2) <u>登記簿の謄本又は抄本</u>その他の申請者の実在を証する公的書類</p> <p>(3) 定款、寄附行為その他これらに準ずる規程類及び個人情報の取扱いに係る事業を説明する書類</p> <p>(4) 役員の名簿</p> <p>(5) <u>コンプライアンス・プログラム</u></p> <p>(6) 個人情報の適切な保護のためのその他の関係規程等</p> <p>(7) 所定の様式による申請者が第8条各号に該当しない旨を申告する書面</p> <p>(8) その他指定機関が指示する書類または申請者が適当と認める書類</p>	<p>(プライバシーマーク付与認定の申請)</p> <p>プライバシーマーク付与認定を受けようとする事業者は、次の申請書類を指定機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所定の様式による申請書</p> <p>(2) <u>登記事項証明書</u>その他の申請者の実在を証する公的書類</p> <p>(3) 定款、寄附行為その他これらに準ずる規程類及び個人情報の取扱いに係る事業を説明する書類</p> <p>(4) 役員の名簿</p> <p>(5) <u>個人情報保護マネジメントシステム</u></p> <p>(6) 個人情報の適切な保護のためのその他の関係規程等</p> <p>(7) 所定の様式による申請者が第8条各号に該当しない旨を申告する書面</p> <p>(8) その他指定機関が指示する書類または申請者が適当と認める書類</p>	
第7条	<p>(事業拠点)</p> <p>プライバシーマーク付与認定の申請は、申請に係る事業の拠点を本邦内に有する事業者に限り、することができる。</p>	<p>(事業拠点)</p> <p>プライバシーマーク付与認定の申請は、申請に係る事業の拠点を本邦内に有する事業者に限り、することができる。</p> <p><u>2. 外国法人の申請は、次のいずれにも該当する場合に限り、することができる。</u></p> <p><u>(1) 本邦の法律に基づいて支店として登記されている場合</u></p> <p><u>(2) 個人情報の取扱いが親会社となる外国法人と一体となっていない場合</u></p>	<p>・外国法人であって日本の支店として登記している事業者に関する事業者を付与認定の対象としてすでに運用しているので、その範囲を、第2項として明確に規定した。</p>

条	現行運営要領	改正案	改正理由
第8条	<p>(欠格条項)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する事業者(実質的に同一とみなすべき事業者を含む。)は、プライバシーマーク付与認定を受けることができない。</p> <p>(1)申請の日前3か月以内にプライバシーマーク付与認定の申請又は第12条第1項の再審査の請求について第11条第1項に規定する否認決定を受けた事業者</p> <p>(2)申請の日前1年以内に第22条第1項の規定によるプライバシーマーク付与認定の取消し又は第36条第2項の規定によるプライバシーマーク使用契約の解除を受けた事業者</p> <p>(3)個人情報の取扱いにおいて発生した個人情報の外部への漏洩その他情報主体の権利利益の侵害により、この要領に基づき別に定める基準により判断された申請を不可とする期間を経過していない事業者</p> <p>(4)前条の規定に適合しない事業者</p> <p>(5)役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がある事業者</p> <p>イ禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ロ 個人情報の保護に関する法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する事業者(実質的に同一とみなすべき事業者を含む。)は、プライバシーマーク付与認定を受けることができない。</p> <p>(1)申請の日前3か月以内に、<u>第11条第1項若しくは第12条第2項の規定により否認決定を受けた事業者、第10条第5項の規定により審査の打切りを受けた事業者又は第14条第3項の規定によりプライバシーマーク付与認定が失効した事業者の取消しを受けた事業者</u></p> <p>(2)申請の日前1年以内に<u>第10条第6項の規定による審査打切り、第22条第1項の規定によるプライバシーマーク付与認定の取消し又は第36条第2項の規定によるプライバシーマーク付与契約の解除を受けた事業者</u></p> <p>(3)個人情報の取扱いにおいて発生した個人情報の外部への漏洩その他本人の権利利益の侵害により、この要領に基づき別に定める基準により判断された申請を不可とする期間を経過していない事業者</p> <p>(4)前条の規定に適合しない事業者</p> <p>(5)役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がある事業者</p> <p>イ禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ロ 個人情報の保護に関する法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p>	<p>・第10条に審査打切り制度を導入するに伴い、第8条第1項を修正して、打ち切りのあった者も欠格とし申請ができないことを明記する。</p> <p>併せて、否認決定を受けた場合も明確にした。</p>
第9条	<p>(申請手数料)</p> <p>申請者は、申請に当たり所定の<u>申請手数料</u>を指定機関に納付しなければならない。</p> <p>2. 指定機関は、前項の<u>申請手数料</u>の納付があるまでは申</p>	<p>(申請料)</p> <p>申請者は、申請に当たり所定の<u>申請料</u>を指定機関に納付しなければならない。</p> <p>2. 指定機関は、前項の<u>申請料</u>の納付があるまでは申請の</p>	

条	現行運営要領	改正案	改正理由
	<p>請の審査をせず、申請の日から1か月以内に納付がないときは、プライバシーマーク付与認定をしない旨の決定をし、その旨をその理由を付して申請者に通知する。</p> <p>3. 申請者は、いったん納付した申請料については、返還を請求することができない。</p>	<p>審査をせず、申請の日から1か月以内に納付がないときは、プライバシーマーク付与認定をしない旨の決定をし、その旨をその理由を付して申請者に通知する。</p> <p>3. 申請者は、いったん納付した申請料については、返還を請求することができない。</p>	
第10条	<p>(審査)</p> <p>指定機関は、第8条に規定する事項のほか申請者の<u>コンプライアンス・プログラム</u>のJISへの適合性について審査を行う。</p> <p>2. 前項の審査においては、審査基準として次の事項を重視する。</p> <p>(1) <u>コンプライアンス・プログラム</u>及び個人情報の適切な保護のためのその他の関係規程等の整備</p> <p>(2) 個人情報の管理者の設置、個人情報保護の責任及び役割の分担の明確化その他個人情報の適切な保護のための組織の整備</p> <p>(3) 個人情報の<u>収集</u>、利用又は提供に従事する役職員に対する年1回以上の教育</p> <p>(4) 個人情報の取扱い及び保護の状況についての年1回以上の監査</p> <p>(5) 個人情報保護に関する<u>情報主体</u>及び消費者からの要求、苦情、相談等窓口の常時設置及びその対外的広報</p> <p>(6) 個人情報の処理に係る情報システムにおける秘密の保持、外部からの侵入又は外部への漏洩の防止その他の安全上の措置</p> <p>(7) 個人情報の提供又は外部への処理の委託における個人情報の保護及び責任の分担に関する契約の締結その他の個人情報保護のための措置</p> <p>3. 指定機関は、審査のため<u>特に必要があるときは</u>、申請者の事業所における<u>実地調査の受入れを求める</u>ことができる。</p>	<p>(審査)</p> <p>指定機関は、第8条に規定する事項のほか申請者の<u>個人情報保護マネジメントシステム</u>のJISへの適合性について審査を行う。</p> <p>2. 前項の審査においては、審査基準として次の事項を重視する。</p> <p>(1) <u>個人情報保護マネジメントシステム</u>及び個人情報の適切な保護のためのその他の関係規程等の整備</p> <p>(2) 個人情報の管理者の設置、個人情報保護の責任及び役割の分担の明確化その他個人情報の適切な保護のための組織の整備</p> <p>(3) 個人情報の<u>取得</u>、利用又は提供に従事する役職員に対する年1回以上の教育</p> <p>(4) 個人情報の取扱い及び保護の状況についての年1回以上の監査</p> <p>(5) 個人情報保護に関する<u>本人</u>及び消費者からの要求、苦情、相談等窓口の常時設置及びその対外的広報</p> <p>(6) 個人情報の処理に係る情報システムにおける秘密の保持、外部からの侵入又は外部への漏洩の防止その他の安全上の措置</p> <p>(7) 個人情報の提供又は外部への処理の委託における個人情報の保護及び責任の分担に関する契約の締結その他の個人情報保護のための措置</p> <p>3. 指定機関は、審査のため<u>必要があると認めるときは</u>、申請者の事業所における<u>実地調査を行う</u>ことができる。</p> <p>4. 指定機関は、前項の規定に基づき<u>実地調査を行った場</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の場合に審査を打ち切ることができる旨を明確に規定した。これに関連して、打ち切り対象となった事業者が、この後申請できる要件を定めた(第8条1号及び2号に追加)。 ・現地審査に要した費用を請求できることを明確に規定した(この措置で、更新にも対応する)。

条	現行運営要領	改正案	改正理由
		<p>合は、当該調査に係る審査料、旅費（交通費、宿泊費等）（以下「審査料等」という。）について、指定機関の規定に基づき、申請事業者に請求することができる。</p> <p>5. 指定機関は、申請事業者に請求した審査料等の入金が3ヶ月以内に確認できない場合は、審査を中断又は打ち切ることができる。</p> <p>6. 指定機関は、審査の過程において次の事項が発見されたときは、審査を打ち切ることができる。この場合であっても、審査料等は請求するものとする。</p> <p>（1）申請に係る事項に虚偽があった場合</p> <p>（2）申請事業者の従業者以外の者が審査に立ち会った場合</p>	
第11条	<p>（認定）</p> <p>指定機関は、前条第1項の審査の結果に基づき、当該申請者に対するプライバシーマーク付与認定又はこれを否とする旨の決定（以下「否認決定」という。）をし、その内容を申請者に通知する。</p> <p>2. プライバシーマーク付与認定には、指定機関が第4章の規定による措置をとることがある旨を条件として付するものとする。</p> <p>3. <u>プライバシーマーク付与認定の有効期間は、プライバシーマーク付与認定の日から第13条第1項のプライバシーマーク使用契約の有効期間の満了の日までとする。</u></p> <p>4. 指定機関は、プライバシーマーク付与認定をしたときは、その旨を協会に通知する。</p> <p>5. 否認決定にあつては、第1項の規定による通知は、その理由を付して行う。</p>	<p>（認定）</p> <p>指定機関は、前条第1項の審査の結果に基づき、当該申請者に対するプライバシーマーク付与認定又はこれを否とする旨の決定（以下「否認決定」という。）をし、その内容を申請者に通知する。</p> <p>2. プライバシーマーク付与認定には、指定機関が第4章の規定による措置をとることがある旨を条件として付するものとする。</p> <p>3. 当該事業者と直接的な利害関係を持つ者は、付与認定の決定に加わってはならない。</p> <p>4. 指定機関は、プライバシーマーク付与認定をしたときは、その旨を協会に通知する。</p> <p>5. 否認決定にあつては、第1項の規定による通知は、その理由を付して行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3項を削除する。付与認定とマークの付与を一体化するため、付与認定の有効期間を付与契約の有効期間（第13条第4項）に一本化した。 ・指定機関の決定の客観性を担保するために、第3項を追加。以降の項番を繰り下げた。
第13条	<p>（プライバシーマーク付与に係る契約）</p> <p>プライバシーマーク付与認定を受けた事業者は、協会とプライバシーマーク使用契約（以下この条および次条第1項</p>	<p>（プライバシーマーク付与に係る契約）</p> <p>プライバシーマーク付与認定を受けた事業者は、協会とプライバシーマーク付与契約（以下この条及び次条第1項に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項 第2条及び第3条において付与認定とマーク付与が一体であることを明

条	現行運営要領	改正案	改正理由
	<p>において「契約」という。)を締結し、<u>当該契約において協会からプライバシーマークの通常使用権の許諾を受けることができる。</u></p> <p>2. 契約は、別紙第1-Iのとおりとする。</p> <p>3. 契約を締結し、第1項の許諾を受けた事業者は、プライバシーマーク付与認定の申請の範囲において、この要領及び契約に定めるところに従い、プライバシーマークを事業活動に使用することができる。</p> <p>4. 契約の有効期間は、締結の日から2年間とする。</p> <p>5. 協会は、事業者と契約を締結したときは、その旨を指定機関に通知する。</p> <p>6. 協会は、事業者と契約を締結したときは、事業者に対し様式第2によるプライバシーマーク使用許諾証を交付する。</p>	<p>において「契約」という。)を締結し<u>なければならない。</u></p> <p>2. 契約は、別紙第1-Iのとおりとする。</p> <p>3. 契約を締結し、第1項の許諾を受けた事業者は、プライバシーマーク付与認定の申請の範囲において、この要領及び契約に定めるところに従い、プライバシーマークを事業活動に使用することができる。</p> <p>4. 契約の有効期間は、<u>プライバシーマーク付与認定の日から11日目の協会の営業日（土曜、日曜、祝日及び年末年始の休業日を除く。）</u>から2年間とする。</p> <p>5. 協会は、事業者と契約を締結したときは、その旨を指定機関に通知する。</p> <p>6. 協会は、事業者と契約を締結したときは、事業者に対し様式第2によるプライバシーマーク使用許諾証を交付する。</p> <p><u>7. 第1項の規定による契約を、プライバシーマーク付与認定の日から3ヶ月以内に締結しない場合は、プライバシーマーク付与認定は失効する。</u></p>	<p>確にしたことを受けて、契約の名称をプライバシーマーク付与契約とし統一するとともに、契約締結を義務とした。使用契約という名称が、使用する／使用しないの選択が可能であるかのような誤解を与えるので修正した。</p> <p>マーク使用権については、第3項で規定しており、1項の「当該契約において協会からプライバシーマークの通常使用権の許諾を受けることができる。」の部分は不要であるので削除した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4項 契約期間を実務に合わせた。 ・第7項 契約をしない場合、プライバシーマーク付与認定が失効することを明確にした。
第14条	<p>(使用料)</p> <p>協会と契約を締結した事業者は、所定のプライバシーマーク使用料の2年分を一括して協会に納付しなければならない。</p> <p>2. 事業者は、いったん納付したプライバシーマーク使用料については、協会が特に適当と認める場合を除き、返還を請求することができない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>協会と契約を締結した事業者は、所定のプライバシーマーク使用料の2年分を一括して協会に納付しなければならない。</p> <p>2. 事業者は、いったん納付したプライバシーマーク使用料については、協会が特に適当と認める場合を除き、返還を請求することができない。</p> <p><u>3. 第1項の規定によるプライバシーマーク使用料の2年分を、協会が請求してから3ヶ月以内に納付しない場合は、プライバシーマーク付与認定は失効する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマーク使用料の納付を求めても納付しない事業者に対する措置を規定した。
第16条	<p>(事業者の登録)</p> <p>指定機関及び協会は、所定の登録簿を備え、協会とプライ</p>	<p>(事業者の登録)</p> <p>指定機関及び協会は、所定の登録簿を備え、協会とプライ</p>	<p>契約の名称をプライバシーマーク付与契約とし統一した。</p>

条	現行運営要領	改正案	改正理由
	<p>バシマーク使用契約を締結した事業者に係る次の事項を記載し公開するとともに、記載の内容を指定機関及び協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。</p> <p>(1) 事業所名及び代表者名 (2) 事業所所在地 (3) 個人情報の取扱いに係る事業の内容 (4) プライバシーマーク付与認定をした指定機関の名称及び所在地 (5) プライバシーマーク付与認定の日及びその更新の日並びにその有効期間（更新後の有効期間を含む。） (6) プライバシーマーク使用契約の締結の日及びその更新の日並びにその有効期間（更新後の有効期間を含む。） (7) <u>情報主体</u>及び消費者窓口の所在に関する情報</p> <p>2. 指定機関及び協会は、プライバシーマーク付与認定又はプライバシーマーク使用契約が有効期間の満了又は取消し若しくは解除により効力を失ったときは、当該事業者について、登録簿に失効日及び原因となった事実を記載し、その他の記載を抹消する。</p>	<p>バシマーク付与契約を締結した事業者に係る次の事項を記載し公開するとともに、記載の内容を指定機関及び協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。</p> <p>(1) 事業所名及び代表者名 (2) 事業所所在地 (3) 個人情報の取扱いに係る事業の内容 (4) プライバシーマーク付与認定をした指定機関の名称及び所在地 (5) プライバシーマーク付与認定の日及びその更新の日並びにその有効期間（更新後の有効期間を含む。） (6) プライバシーマーク付与契約の締結の日及びその更新の日並びにその有効期間（更新後の有効期間を含む。） (7) <u>本人</u>及び消費者窓口の所在に関する情報</p> <p>2. 指定機関及び協会は、プライバシーマーク付与認定又はプライバシーマーク付与契約が有効期間の満了又は取消し若しくは解除により効力を失ったときは、当該事業者について、登録簿に失効日及び原因となった事実を記載し、その他の記載を抹消する。</p>	
	第3章 更新	第3章 更新	
第17条	<p>(認定の更新)</p> <p>プライバシーマーク付与認定を受け、プライバシーマーク使用契約に基づきプライバシーマークを使用している事業者で個人情報の取扱い及び保護がJISに適合して適切であると認められる者は、プライバシーマーク付与認定の有効期間(この項の規定によりプライバシーマーク付与認定の更新を受けた場合における当該更新後の有効期間を含む。以下同じ。)の満了に際し、プライバシーマーク付与認定の更新を受けることができる。</p> <p>2. 前項の更新を受けようとする事業者は、プライバシーマーク付与認定の有効期間の満了前4か月以内3か月前</p>	<p>(認定の更新)</p> <p>プライバシーマーク付与契約に基づきプライバシーマークを使用している事業者で個人情報の取扱い及び保護がJISに適合して適切であると認められる者は、プライバシーマーク付与契約の有効期間(この項の規定によりプライバシーマーク付与契約の更新を受けた場合における当該更新後の有効期間を含む。以下同じ。)の満了に際し、プライバシーマーク付与契約の更新を受けることができる。</p> <p>2. 前項の更新を受けようとする事業者は、プライバシーマーク付与契約の有効期間の満了前4か月以内3か月前までに、次の申請書類を指定機関に提出しなければならない</p>	<p>契約の名称をプライバシーマーク付与契約とし統一した。</p>

条	現行運営要領	改正案	改正理由
	<p>までに、次の申請書類を指定機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所定の様式による更新申請書</p> <p>(2) 第6条第2号から第8号までに掲げる書類(同条第2号から第6号までに掲げる書類にあっては、内容に変更(第15条第1項の規定により指定機関に報告した変更を除く。)があったものに限る。)</p> <p>(3) 事業における個人情報の取扱い及び保護の状況についての監査報告書</p> <p>3. 指定機関は、審査の結果に基づき、第1項の更新の可否について決定し、その内容を申請者及び協会に通知する。</p> <p>4. 第8条第3号及び第4号、第9条、第10条並びに第11条第5項の規定は、第1項の更新について準用する。</p>	<p>い。</p> <p>(1) 所定の様式による更新申請書</p> <p>(2) 第6条第2号から第8号までに掲げる書類(同条第2号から第6号までに掲げる書類にあっては、内容に変更(第15条第1項の規定により指定機関に報告した変更を除く。)があったものに限る。)</p> <p>(3) 事業における個人情報の取扱い及び保護の状況についての監査報告書</p> <p>3. 指定機関は、審査の結果に基づき、第1項の更新の可否について決定し、その内容を申請者及び協会に通知する。</p> <p>4. 第8条第3号及び第4号、第9条、第10条並びに第11条第4項の規定は、第1項の更新について準用する。</p>	
第18条	<p>(使用契約の更新及び有効期間)</p> <p>協会は、前条第1項のプライバシーマーク付与認定の更新があったときは、協会が申請者と締結していたプライバシーマーク使用契約を当該更新の日をもって更新し、その旨を申請者に通知する。</p> <p>2. 指定機関が更新の可否について決定するまでの間は、当該更新申請に係るプライバシーマーク付与認定及びプライバシーマーク使用契約は、その有効期間の満了後もなおその効力を有する。</p> <p>3. 更新後のプライバシーマーク付与認定及びプライバシーマーク使用契約の有効期間は、それぞれ更新前の有効期間に2年を加えた期間とする。</p> <p>4. 協会は、プライバシーマーク使用契約を更新したときは、事業者に対し更新後の有効期間に対応するプライバシーマーク使用許諾証を交付する。</p>	<p>(付与契約の更新及び有効期間)</p> <p>協会は、前条第3項の規定によりプライバシーマーク付与認定の更新を可とする通知があったときは、協会が申請者と締結していたプライバシーマーク付与契約を更新し、更新後の有効期間に対応するプライバシーマーク使用許諾証を交付する。</p> <p>2. 更新後のプライバシーマーク付与契約の有効期間は、更新前の有効期間に2年を加えた期間とする。</p> <p>3. 指定機関が更新の可否について決定するまでの間は、当該更新申請に係るプライバシーマーク付与契約は、その有効期間の満了後もなおその効力を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・13条によりプライバシーマーク付与認定の有効期間を付与契約の期間に一本化することに基づく修正をするとともに、第1項に第4項を取り込み、第4項は削除した。 ・契約の名称をプライバシーマーク付与契約とし統一した。 ・現行の2項と3項の順番を入れ替えた。
第19条	(使用料)	(使用料)	第14条第3項の追加に伴い追加し

条	現行運営要領	改正案	改正理由
	<p>前条第1項の規定によるプライバシーマーク使用契約の更新を受けた事業者は、所定のプライバシーマーク使用料の2年分を一括して協会に納付しなければならない。</p> <p>2. 第14条第2項の規定は、前項のプライバシーマーク使用料について準用する。</p>	<p>前条第1項の規定によるプライバシーマーク付与契約の更新を受けた事業者は、所定のプライバシーマーク使用料の2年分を一括して協会に納付しなければならない。</p> <p>2. 第14条第2項及び第3項の規定は、前項のプライバシーマーク使用料について準用する。</p>	<p>た。</p>
	<p>第4章 改善措置及び認定の取消し</p>	<p>第4章 改善措置及び認定の取消し</p>	
<p>第20条</p>	<p>(調査)</p> <p>指定機関は、プライバシーマーク制度の的確な運営のため必要があるときは、プライバシーマークを使用している事業者に対し個人情報の取扱い及び保護並びにプライバシーマーク使用の状況について報告を求め、並びにこれらについての監査報告書の提出を求めることができる。</p> <p>2. 指定機関は、前項の状況の調査のため特に必要があるときは、当該事業者の事業所における<u>実地調査の受入れを求める</u>ことができる。</p> <p>3. 指定機関は、前項の実地調査に係る経費について事業者に負担を求めることができるものとする。</p>	<p>(調査)</p> <p>指定機関は、プライバシーマーク制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、プライバシーマークを使用している事業者に対し個人情報の取扱い及び保護並びにプライバシーマーク使用の状況について報告を求め、並びにこれらについて監査報告書を求めることができる。</p> <p>2. 指定機関は、前項の状況の調査のために必要があると認めるときは、当該事業者の事業所における<u>実地調査を行う</u>ことができる。</p> <p>3. 指定機関は、前項の実地調査に係る経費について事業者に負担を求めることができる。</p> <p>4. <u>プライバシーマーク付与を受けた事業者は、個人情報の取扱いにおける事故等が発生した場合には、速やかに指定機関に報告しなければならない。</u></p>	<p>事故報告の義務は、現在は契約書に定めているが、要領本文に第20条第4項として定めた。</p>
<p>第21条</p>	<p>(勧告又は要請)</p> <p>指定機関は、前条の規定による調査の結果に基づき、プライバシーマーク制度の適正な運営のため必要があるときは、事業者に対し個人情報の取扱い及び保護並びにプライバシーマーク使用について<u>改善その他必要な措置を勧告し、又は要請</u>することができる。</p>	<p>(要請等)</p> <p>指定機関は、前条の規定による調査の結果に基づき、プライバシーマーク制度の適正な運営のため必要があると認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い及びプライバシーマーク使用について、<u>要請、勧告、嚴重注意又は文書注意</u>（以下「要請等」という。）<u>を</u>することができる。</p> <p>2. <u>前項に定める要請等の軽重は、要請が最も重く、以下その記載の順に従う。</u></p> <p>3. 指定機関は、必要があると認めるときは、<u>調査の結果及びそれに対する要請等についてあらかじめ協会に報告し、プライバシーマーク制度委員会の審議を経た上で、要</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行で課している処分の根拠を明文化するため、第1項と第2項に明確化した。 ・ 欠格性の判断を統一的にするために、必要がある場合は、制度委員会の審議を得ることを原則とする。その旨を規定する第3項を追加した。 ・ 指定機関の決定及びプライバシーマーク制度委員会の審議の客観性を

条	現行運営要領	改正案	改正理由
		<p><u>請等をするものとする。</u></p> <p><u>4. 当該事業者と直接的な利害関係を持つ者は、指定機関の要請等の決定に加わってはならない。また、当該事業者と直接的な利害関係を持つ者又は当該要請等を決定する指定機関と直接的な利害関係を持つ者は、プライバシーマーク制度委員会の審議に加わってはならない。</u></p> <p><u>5. 指定機関は、要請等をしたときは、その旨を協会に報告するものとする。</u></p>	<p>担保するために、第4項を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の運用をルールとして第5項に明文化した。
第22条	<p>(認定の取消し)</p> <p>指定機関は、次の各号のいずれかの場合は、当該事業者に対するプライバシーマーク付与認定を<u>将来に向かって取り消す</u>ことができる。</p> <p>(1) 申請書類の内容に虚偽があったことが明らかになった場合</p> <p>(2) 事業者が正当な理由なく第20条第1項又は第2項に規定する調査に応じない場合又は調査に際し虚偽の報告をした場合</p> <p>(3) 事業者が正当な理由なく前条の規定による要請に従わない場合</p> <p>(4) 事業者が第8条各号のいずれかに該当するに至った場合</p> <p><u>2. 前項の規定による取消しがあったときは、指定機関が当該事業者に対してしたプライバシーマーク付与認定及び協会が当該事業者と締結していたプライバシーマーク使用契約は、当該取消しの日から効力を失う。この場合において、取消しを受けた事業者は、以後プライバシーマークの使用を中止し、プライバシーマーク使用許諾証を協会に返納しなければならない。</u></p> <p>3. 指定機関は、第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を協会に通知する。</p> <p>4. 指定機関及び協会は、指定機関が第1項の規定による</p>	<p>(認定の取消し)</p> <p>指定機関は、次の各号のいずれかの場合は、当該事業者に対するプライバシーマーク付与認定を<u>取り消す</u>ことができる。</p> <p>(1) 申請書類の内容に虚偽があったことが明らかになった場合</p> <p>(2) 事業者が正当な理由なく第20条第1項又は第2項に規定する調査に応じない場合又は調査に際し虚偽の報告をした場合</p> <p>(3) 事業者が正当な理由なく前条の規定による要請に従わない場合</p> <p>(4) 事業者が第8条各号のいずれかに該当するに至った場合</p> <p><u>2. 前項の規定に基づいて取り消す場合は、事前に当該事業者に弁明の機会を与えなければならない。調査及び弁明の結果、なお取り消すことが適当と判断したときは、指定機関は、調査及び弁明の結果を協会に報告し、プライバシーマーク制度委員会の審議を経た上で、これをしなければならない。</u></p> <p><u>3. 第21条第4項の規定は、前項の場合に準用する。</u></p> <p><u>4. 第1項の規定による取消しがあったときは、指定機関が当</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欠格性の判断を統一的にするために制度委員会の審議を得ることを前提とし、その旨を規定する第2項を追加した。また、事後の異議申し立て(第5項)だけでなく事前の弁明手続を整備することも第2項に追加した。 ・ 第3項の追加は第21条と同様の趣旨で、直接の利害関係者が決定や審議に加わるのを禁止した。 ・ 契約の名称をプライバシーマーク付与契約とし統一した。

条	現行運営要領	改正案	改正理由
	<p>取消しをしたときは、その旨を指定機関及び協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。</p> <p><u>5. 第1項及び第8条第3号により決定された措置について異議のある事業者は、協会に1ヶ月以内に申出ることができる。手続きについては別に定める。</u></p>	<p>該事業者に対してしたプライバシーマーク付与認定及び協会が当該事業者と締結していたプライバシーマーク付与契約は、当該取消しの日から効力を失う。この場合において、取消しを受けた事業者は、以後プライバシーマークの使用を中止し、プライバシーマーク使用許諾証を協会に返納しなければならない。</p> <p>5. 指定機関は、第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を協会に通知する。</p> <p>6. 指定機関及び協会は、指定機関が第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を指定機関及び協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。</p>	<p>・異議の申出の対象となりうるのは、当該第22条第5項の場合には限られないため、異議の申出を一つの章として別途規定した。</p>
	第5章 指定機関	第5章 指定機関	
第23条	<p>(指定の申請)</p> <p>指定機関の指定を受けようとする団体は、次の申請書類を協会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所定の様式による指定申請書</p> <p>(2) 登記簿の謄本又は抄本その他の申請団体の実在を証する公的書類</p> <p>(3) 定款又は寄附行為その他事業内容を説明する書類</p> <p>(4) 役員の名簿</p> <p>(5) 指定業務の実施体制及び経理的基礎を説明する書類</p> <p>(6) 指定業務の実施において事業者から取得する書類その他の情報についての安全上の措置を説明する書類</p> <p>(7) 申請団体が策定した個人情報保護のための業界ガイドラインがあるときは当該業界ガイドライン及び個人情報保護に関するその他の規程類</p> <p>(8) 個人情報保護に関するその他の事業があるときは、</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>指定機関の指定を受けようとする団体は、次の申請書類を協会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所定の様式による指定申請書</p> <p>(2) 登記事項証明書その他の申請団体の実在を証する公的書類</p> <p>(3) 定款又は寄附行為その他事業内容を説明する書類</p> <p>(4) 役員の名簿</p> <p>(5) 指定業務の実施体制及び経理的基礎を説明する書類</p> <p>(6) 指定業務の実施において事業者から取得する書類その他の情報についての安全上の措置を説明する書類</p> <p>(7) 申請団体が策定した個人情報保護のための業界ガイドラインがあるときは当該業界ガイドライン及び個人情報保護に関するその他の規程類</p> <p>(8) 個人情報保護に関するその他の事業があるときは、</p>	

条	現行運営要領	改正案	改正理由
	<p>その実施状況（計画を含む。）を説明する書類 （9）その他協会が指示する書類又は申請団体が適当と認める書類</p>	<p>その実施状況（計画を含む。）を説明する書類 （9）その他協会が指示する書類又は申請団体が適当と認める書類</p>	
第 25 条	<p>（審査） 協会は、前条に規定する事項のほか次の事項について審査を行う。 （1）指定業務を的確かつ円滑に行うために必要な事務体制及び経理的基礎を有すること。 （2）役員の構成又は指定業務以外の業務が指定業務の公正な実施及び信頼性の保持に支障を及ぼすおそれがないこと。 （3）プライバシーマーク付与認定に関する事業者、<u>情報主体及び消費者からの相談、苦情等窓口が常時設置されること。</u> （4）指定業務の実施において事業者から取得する書類その他の情報について秘密の保持、外部への漏洩の防止その他の安全上の措置が講じられること。 2. 協会は、審査のため特に必要があるときは、申請団体の事務所における<u>実地調査の受入れを求めることができる。</u></p>	<p>（審査） 協会は、前条に規定する事項のほか次の事項について審査を行う。 （1）指定業務を的確かつ円滑に行うために必要な事務体制及び経理的基礎を有すること。 （2）役員の構成又は指定業務以外の業務が指定業務の公正な実施及び信頼性の保持に支障を及ぼすおそれがないこと。 （3）プライバシーマーク付与認定に関する事業者、<u>本人及び消費者からの相談、苦情等窓口が常時設置されること。</u> （4）指定業務の実施において事業者から取得する書類その他の情報について秘密の保持、外部への漏洩の防止その他の安全上の措置が講じられること。 2 協会は、審査のために<u>必要があると認めるときは、申請団体の事務所における実地調査を行うことができる。</u></p>	
第 29 条	<p>（指定機関の登録） 協会は、所定の登録簿を備え、指定機関に係る次の事項を記載し公開するとともに、記載の内容を協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。 （1）団体名及び代表者名 （2）事務所所在地 （3）事業の概要 （4）指定の日（指定契約の締結日をいう。）及びその更新の日（指定契約の更新の日をいう。）並びにその有効期間（指定契約の有効期間をいい、その更新後の有効期間を含む。以下同じ。）</p>	<p>（指定機関の登録） 協会は、所定の登録簿を備え、指定機関に係る次の事項を記載し公開するとともに、記載の内容を協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。 （1）団体名及び代表者名 （2）事務所所在地 （3）事業の概要 （4）指定の日（指定契約の締結日をいう。）及びその更新の日（指定契約の更新の日をいう。）並びにその有効期間（指定契約の有効期間をいい、その更新後の有効期間を含む。以下同じ。）</p>	

条	現行運営要領	改正案	改正理由
	<p>(5) 事業者、<u>情報主体</u>及び消費者窓口の所在に関する情報</p> <p>2. 協会は、指定が有効期間の満了又は取消しにより効力を失ったときは、当該団体について、登録簿に失効日及び原因となった事実を記載し、その他の記載を抹消する。</p>	<p>(5) 事業者、<u>本人</u>及び消費者窓口の所在に関する情報</p> <p>2. 協会は、指定が有効期間の満了又は取消しにより効力を失ったときは、当該団体について、登録簿に失効日及び原因となった事実を記載し、その他の記載を抹消する。</p>	
第 30 条	<p>(指定契約の更新)</p> <p>指定業務の実施が適切であると認められる指定機関は、指定契約の有効期間(この項の規定により指定契約の更新を受けた場合における当該更新後の有効期間を含む。以下同じ。)の満了に際し、指定契約の更新を受けることができる。</p> <p>2. 前項の更新を受けようとする指定機関は、指定契約の有効期間の満了前3か月以内1か月前までに、次の申請書類を協会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所定の様式による更新申請書</p> <p>(2) 第23条第2号から第9号までに掲げる書類(同条第2号から第8号までに掲げる書類にあつては、内容に変更(第28条の規定により協会に報告した変更を除く。)があつたものに限る。)</p> <p>3. 協会は、審査の結果に基づき、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、第1項の更新の可否について決定し、更新を可とする旨決定したときは指定契約を当該決定した日をもって更新しその旨を、更新を否とする旨決定したときはその旨を、指定機関に通知する。</p> <p>4. 協会が前項の規定により指定契約を更新し、又は更新を否とする旨決定するまでの間は、指定契約は、その有効期間の満了後もなおその効力を有する。</p> <p>5. 更新後の指定契約の有効期間は、更新前の有効期間に2年を加えた期間とする。</p> <p>6. 協会は、第3項の規定により指定契約を更新したときは、指定機関に対し更新後の有効期間に対応するプライバ</p>	<p>(指定契約の更新)</p> <p>指定業務の実施が適切であると認められる指定機関は、指定契約の有効期間(この項の規定により指定契約の更新を受けた場合における当該更新後の有効期間を含む。以下同じ。)の満了に際し、指定契約の更新を受けることができる。</p> <p>2. 前項の更新を受けようとする指定機関は、指定契約の有効期間の満了前3か月以内1か月前までに、次の申請書類を協会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所定の様式による更新申請書</p> <p>(2) 第23条第2号から第9号までに掲げる書類(同条第2号から第8号までに掲げる書類にあつては、内容に変更(第28条の規定により協会に報告した変更を除く。)があつたものに限る。)</p> <p>3. 協会は、審査の結果に基づき、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、第1項の更新の可否について決定し、更新を可とする旨決定したときは指定契約を当該決定した日をもって更新しその旨を、更新を否とする旨決定したときはその旨を、指定機関に通知する。</p> <p>4. 協会が前項の規定により指定契約を更新し、又は更新を否とする旨決定するまでの間は、指定契約は、その有効期間の満了後もなおその効力を有する。</p> <p>5. 更新後の指定契約の有効期間は、更新前の有効期間に2年を加えた期間とする。</p> <p>6. 協会は、第3項の規定により指定契約を更新したときは、指定機関に対し更新後の有効期間に対応するプライバ</p>	<p>・事業者を認定する際に適正に現地審査が行われているかを確認することができるようにするため規定した(事務所の立入検査は第25条第2項(指定時)と本条第7項(更新時)で対処済み。)</p>

条	現行運営要領	改正案	改正理由
	シーマーク付与認定指定機関指定証を交付する。 7. 第 24 条第 3 号、第 25 条および第 26 条第 6 項の規定は、第 1 項の更新について準用する。	シーマーク付与認定指定機関指定証を交付する。 7. 第 24 条第 3 号、第 25 条および第 26 条第 6 項の規定は、第 1 項の更新について準用する。 <u>8. 協会は、指定契約の更新審査のため、指定機関がプライバシーマーク付与認定のために事業者の事務所に対して実施する実地調査に立ち会うことを求めることができる。</u>	
第 31 条	(調査) 協会は、プライバシーマーク制度の <u>的確な</u> 運営のため必要があるときは、指定機関に対し指定業務の実施状況について報告を求めることができる。 2. 協会は、前項の実施状況の <u>調査のため特に必要があるときは、当該指定機関の事務所における実地調査の受入れを</u> 求めることができる。	(調査) 協会は、プライバシーマーク制度の <u>適正な</u> 運営のため必要があると認めるときは、指定機関に対し指定業務の実施状況について報告を求めることができる。 2. 協会は、前項の実施状況の <u>調査のため、当該指定機関の事務所における実地調査を行うことができる。</u> <u>3. 協会は、第 1 項の実施状況の調査のため、当該指定機関がプライバシーマーク付与認定のために事業者の事務所に対して実施する実地調査に立ち会うことを求めることができる。</u>	・事業者を認定する際に適正に現地審査が行われているかを確認することができるようにするため規定した（事務所の立入検査は第 25 条第 2 項（指定時）と前第 2 項（更新時）で対処済み。）。 また、「特に必要があるときは」は削除した。
第 32 条	(勧告又は要請) 協会は、前条に規定する調査の結果に基づき、プライバシーマーク制度の <u>適正な</u> 運営のため <u>特に必要があるときは、</u> プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、指定機関に対し指定業務の実施について改善その他必要な措置を勧告し、又は要請することができる。	(勧告又は要請) 協会は、前条に規定する調査の結果に基づき、プライバシーマーク制度の <u>適正な</u> 運営のために <u>必要があると認める</u> ときは、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、指定機関に対し指定業務の実施について改善その他必要な措置を勧告し、又は要請することができる。	
第 34 条	(取消しの効果) 前条第 1 項の規定による取消しを受けた団体が当該取消し前にしたプライバシーマーク付与認定及びこれに基づき協会が事業者と締結したプライバシーマーク <u>使用</u> 契約は、当該取消しによって直ちに効力を失わない。ただし、協会が第 36 条の規定による措置をとることを妨げない。	(取消しの効果) 前条第 1 項の規定による取消しを受けた団体が当該取消し前にしたプライバシーマーク付与認定及びこれに基づき協会が事業者と締結したプライバシーマーク <u>付与</u> 契約は、当該取消しによって直ちに効力を失わない。ただし、協会が第 36 条の規定による措置をとることを妨げない。	
	第 6 章 協会が行う業務	第 6 章 協会が行う業務	
第 35 条	(指定業務の実施)	(指定業務の実施)	・第 11 条修正により第 11 条第 4 項

条	現行運営要領	改正案	改正理由
	<p>協会は、必要に応じ、指定機関たる事業者団体に属さない事業者その他の事業者からの申請に基づき、自ら指定業務を行うことができる。</p> <p>2. 第6条から第10条まで、第11条（第4項を除く。）、第12条、第13条（第2項及び第5項を除く。）、第14条から第21条まで並びに第22条（第3項を除く。）の規定は、協会が指定業務を行う場合について準用する。</p> <p>3. 前項において準用する第13条第1項のプライバシーマーク使用契約は、別紙1ーロのとおりとする。</p>	<p>協会は、必要に応じ、指定機関たる事業者団体に属さない事業者その他の事業者からの申請に基づき、自ら指定業務を行うことができる。</p> <p>2. 第6条から第10条まで、第11条（第3項を除く。）、第12条、第13条（第2項及び第5項を除く。）、第14条から第21条まで並びに第22条（第5項を除く。）の規定は、協会が指定業務を行う場合について準用する。</p> <p>3. 前項において準用する第13条第1項のプライバシーマーク付与契約は、別紙1ーロのとおりとする。</p>	<p>を第3項とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第22条修正により第22条第4項を第3項とした。 ・第13条第1項修正により「プライバシーマーク使用契約」を「プライバシーマーク付与契約」とした。
第36条	<p>（改善措置及び使用契約の解除）</p> <p>協会は、プライバシーマーク制度の適正な運営のため特に必要があるときは、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、指定機関がプライバシーマーク付与認定をした事業者に対し、第20条又は第21条に規定する措置を自らとることができる。</p> <p>2. 協会は、前項の規定により第21条の規定による要請を行った場合において当該事業者が正当な理由なくこれに従わないときは、当該事業者と締結したプライバシーマーク使用契約を将来に向かって解除することができる。</p> <p>3. 前項の規定による解除を受けた事業者は、以後プライバシーマークの使用を中止し、プライバシーマーク使用許諾証を協会に返納しなければならない。</p> <p>4. 協会は、第2項の規定による解除をしたときは、その旨を、指定機関に通知し、及び協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。</p>	<p>（改善措置及び付与契約の解除）</p> <p>協会は、プライバシーマーク制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、指定機関がプライバシーマーク付与認定をした事業者に対し、第20条又は第21条に規定する措置を自らとることができる。</p> <p>2. 協会は、前項の規定により第21条の規定による要請を行った場合において当該事業者が正当な理由なくこれに従わないときは、当該事業者と締結したプライバシーマーク付与契約を将来に向かって解除することができる。</p> <p>3. 前項の規定による解除を受けた事業者は、以後プライバシーマークの使用を中止し、プライバシーマーク使用許諾証を協会に返納しなければならない。</p> <p>4. 協会は、第2項の規定による解除をしたときは、その旨を、指定機関に通知し、及び協会のプライバシーマーク事務局のホームページ等を通じて公表する。</p>	<p>第13条第1項修正により「プライバシーマーク使用契約」を「プライバシーマーク付与契約」とした。</p>
		<p><u>第6章の2 異議の申出</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異議の申出の対象となりうるのは、第22条第5項（付与認定の取消し）の場合には限られないため、同項を削除し、異議の申出を一つの章として別途定めることとした。
第36条		<p><u>（事業者からの異議の申出）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの異議の申出の範囲を

条	現行運営要領	改正案	改正理由
の2		<p><u>事業者は、指定機関又は協会が事業者に対して決定した措置について、1ヶ月以内に異議を申し出ることができる。</u></p> <p>2. 前項の異議の申出ができる事項は、次の各号とする。</p> <p><u>(1) 第8条各号のいずれかに該当するため、申請が受けられない旨を通知されたとき</u></p> <p><u>(2) 第9条第2項の規定に基づくプライバシーマーク付与認定の否認決定</u></p> <p><u>(3) 第10条第5項の規定に基づく審査の中断又は打切り</u></p> <p><u>(4) 第10条第6項の規定に基づく審査の打切り</u></p> <p><u>(5) 第11条第1項の規定に基づくプライバシーマーク付与認定の否認決定</u></p> <p><u>(6) 第12条第2項の規定に基づくプライバシーマーク付与認定の否認決定</u></p> <p><u>(7) 第13条第7項の規定に基づくプライバシーマーク付与認定の失効</u></p> <p><u>(8) 第14条第3項の規定に基づくプライバシーマーク付与認定の失効</u></p> <p><u>(9) 第21条第1項の規定に基づく要請等</u></p> <p><u>(10) 第22条第1項の規定に基づくプライバシーマーク付与認定の取消し</u></p> <p><u>(11) 第36条第2項の規定に基づくプライバシーマーク付与契約の解除</u></p> <p>3. 第1項の異議の申出の手続については、指定機関及び協会が別に定める。</p>	見直した。
第36条の3		<p><u>(協会への異議の再申出)</u></p> <p><u>前条の規定に基づく異議の申出につき、指定機関が下した裁定に不服がある事業者は、1ヶ月以内に協会に再審査を申し出ることができる。ただし、協会が下した裁定についてはこの限りではない。</u></p>	・指定機関を第1審、協会を第2審とする制度を設けた。(ただし、協会が第1審となるものについては、それが最終審になる。)

条	現行運営要領	改正案	改正理由
		2. 前項の手続については、別に定める。	
第36条の4		<p><u>(指定機関等からの異議の申出)</u> <u>指定機関の指定を受けようとする者又は指定機関(以下「指定機関等」という。)は、協会が指定機関等に対して決定した措置について、1ヶ月以内に異議を申し出ることができる。</u></p> <p>2. 前項の異議の申出ができる事項は、次の各号とする。 (1) 第24条各号のいずれかに該当するため、申請が受けられない旨を通知されたとき (2) 第26条第1項の規定に基づく、指定機関の指定を否とする旨の決定 (3) 第30条第3項の規定に基づく、指定機関の指定の更新を否とする旨の決定 (4) 第33条第1項の規定に基づく、指定機関の指定の取消し</p> <p>3. 第1項の異議の申出の手続については別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定機関から協会への異議申し立て制度についても整備し規定した。
	第7章 委員会及び事務局	第7章 委員会及び事務局	
第41条	(相談等窓口) 事務局にプライバシーマーク制度の運用に関する事業者、 <u>情報主体及び消費者からの質問、相談、苦情等に対応するための窓口を置く。</u>	(相談等窓口) 事務局にプライバシーマーク制度の運用に関する事業者、 <u>本人及び消費者からの質問、相談、苦情等に対応するための窓口を置く。</u>	
第42条	<u>(産業構造審議会等への報告)</u> <u>協会は、産業構造審議会の個人情報保護等分科会等からの要請に応じ、プライバシーマーク制度の運営状況について同分科会等に報告する。</u>	<u>(公的機関への協力)</u> <u>協会は、所管庁その他公的機関の個人情報の保護に関する行政に資するため、当該公的機関からプライバシーマーク制度の運営状況について報告が求められたときは、これに協力するものとする。</u>	産業構造審議会個人情報保護分科会等、個別の名称を付けて規定するよりも、変化に対応できるようにより一般的な表現に修正した。

別紙第1-イ

	現行運営要領	改正案	改正理由
前文	プライバシーマーク使用契約 財団法人日本情報処理開発協会（以下「甲」という。）と「事業者名」（以下「乙」という。）は、プライバシーマークの使用について、次のとおり契約する。	プライバシーマーク付与契約 財団法人日本情報処理開発協会（以下「甲」という。）と「事業者名」（以下「乙」という。）は、プライバシーマークの付与について、次のとおり契約する。	運営要領(本体)第3条第3項の規定を変更したことに連動して修正した。
第1条	（プライバシーマーク使用の許諾） 甲は、甲の「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」（以下「要領」という。）第2条に規定するプライバシーマークの通常使用権を乙に許諾し、乙は、次条以下に定めるところに従いプライバシーマークを事業活動に使用することができる。	（プライバシーマーク使用の許諾） 甲は、甲の「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」（以下「要領」という。）第3条第3項に規定するプライバシーマークの通常使用権を乙に許諾し、乙は、次条以下に定めるところに従いプライバシーマークを事業活動に使用することができる。	運営要領(本体)第3条第3項の規定を変更したことに連動して修正した。
第2条	（使用料） 乙は、プライバシーマーク使用料の2年分として、甲に対し[]円（消費税額を含む。）を一括して納付しなければならない。本契約の更新があったときも、同様とする。 2. 乙は、いったん納付したプライバシーマーク使用料については、甲が特に適当と認める場合を除き、返還を請求することができない。	（使用料） 乙は、プライバシーマーク使用料の2年分として、甲に対し[]円（消費税額を含む。）を一括して納付しなければならない。本契約の更新があったときも、同様とする。 2. 乙は、いったん納付したプライバシーマーク使用料については、甲が特に適当と認める場合を除き、返還を請求することができない。	
第3条	（使用許諾証） 甲は、前条第1項の納付があったときは、乙に対しプライバシーマーク使用許諾証（本契約の更新があったときは、更新後の有効期間に対応するプライバシーマーク使用許諾証）を交付する。	（使用許諾証） 甲は、前条第1項の納付があったときは、乙に対しプライバシーマーク使用許諾証（本契約の更新があったときは、更新後の有効期間に対応するプライバシーマーク使用許諾証）を交付する。	
第4条	（使用上の制限） 乙は、プライバシーマークをプライバシーマーク付与の申請の範囲において、要領及び本契約に定めるところに従って、使用しなければならない。 2. 乙は、プライバシーマークを別紙の「プライバシーマーク使用規定」に従って使用しなければならない。	（使用上の制限） 乙は、プライバシーマークをプライバシーマーク付与の申請の範囲において、要領及び本契約に定めるところに従って、使用しなければならない。 2. 乙は、プライバシーマークを別紙の「プライバシーマーク使用規定」に従って使用しなければならない。	
第5条	（申請事項の変更）	（申請事項の変更）	

別紙第1-イ

	現行運営要領	改正案	改正理由
	乙は、要領第6条の申請書類の内容となった事項に重要な変更を生じたときは、すみやかに指定機関に報告しなければならない。	乙は、要領第6条の申請書類の内容となった事項に重要な変更を生じたときは、すみやかに指定機関に報告しなければならない。	
第6条	(改善措置等) 甲は、乙に対し要領第36条の規定による措置をとることができるものとし、乙は、これに従うものとする。 2. 乙は、要領第20条の規定により、個人情報取扱における事故等が発生した場合には、すみやかに指定機関に報告しなければならない。	(改善措置等) 甲は、乙に対し要領第36条の規定による措置をとることができるものとし、乙は、これに従うものとする。2. 乙は、要領第20条第4項の規定により、個人情報取扱における事故等が発生した場合には、すみやかに指定機関に報告しなければならない。	
第7条	(契約の解除及び失効) 甲は、要領第36条第2項の規定によるほか、乙がプライバシーマーク使用料を納付しないときその他本契約の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。 2. 乙に対するプライバシーマーク付与認定が要領第22条第1項の規定により取り消され、又は甲が前項の規定により本契約を解除したときは、本契約は、将来に向かってその効力を失う。この場合において、乙は、以後プライバシーマークの使用を中止し、プライバシーマーク使用許諾証を甲に返納しなければならない。	(契約の解除及び失効) 甲は、要領第36条第2項の規定によるほか、乙がプライバシーマーク使用料を納付しないときその他本契約の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。 2. 乙に対するプライバシーマーク付与認定が要領第22条第1項の規定により取り消され、又は甲が前項の規定により本契約を解除したときは、本契約は、将来に向かってその効力を失う。この場合において、乙は、以後プライバシーマークの使用を中止し、プライバシーマーク使用許諾証を甲に返納しなければならない。	
第8条	(有効期間及び更新) 本契約の有効期間は、平成 年 月 日より2年間とし、更新があったときは、更に2年間延長される。 2. 本契約の更新については、要領第3章に定めるところによるものとする。	(有効期間及び更新) 本契約の有効期間は、平成 年 月 日より2年間とし、更新があったときは、更に2年間延長される。 2. 本契約の更新については、要領第3章に定めるところによるものとする。	
第9条	(条項の解釈) 本契約及び要領の条項について解釈上疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上決定する。ただし、協議が整わない場合は、乙は、甲の意見に従わなければならない。	(条項の解釈) 本契約及び要領の条項について解釈上疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上決定する。ただし、協議が整わない場合は、乙は、甲の意見に従わなければならない。	

別紙第1-ロ

	現行運営要領	改正案	改正理由
前文	<p>プライバシーマーク使用契約</p> <p>財団法人日本情報処理開発協会（以下「甲」という。）と〔事業者名〕（以下「乙」という。）は、プライバシーマークの使用について、次のとおり契約する。</p>	<p>プライバシーマーク付与契約</p> <p>財団法人日本情報処理開発協会（以下「甲」という。）と〔事業者名〕（以下「乙」という。）は、プライバシーマークの付与について、次のとおり契約する。</p>	<p>運営要領(本体)第3条第3項の規定を変更したことに連動して修正した。</p>
第1条	<p>（プライバシーマーク使用の許諾）</p> <p>甲は、甲の「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」（以下「要領」という。）第2条に規定するプライバシーマークの通常使用権を乙に許諾し、乙は、次条以下に定めるところに従いプライバシーマークを事業活動に使用することができる。</p>	<p>（プライバシーマーク使用の許諾）</p> <p>甲は、甲の「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」（以下「要領」という。）第3条第3項に規定するプライバシーマークの通常使用権を乙に許諾し、乙は、次条以下に定めるところに従いプライバシーマークを事業活動に使用することができる。</p>	<p>運営要領(本体)第3条第3項の規定を変更したことに連動して修正した。</p>
第2条	<p>（使用料）</p> <p>乙は、プライバシーマーク使用料の2年分として、甲に対し[]円（消費税額を含む。）を一括して納付しなければならない。本契約の更新があったときも、同様とする。</p> <p>2. 乙は、いったん納付したプライバシーマーク使用料については、甲が特に適当と認める場合を除き、返還を請求することができない。</p>	<p>（使用料）</p> <p>乙は、プライバシーマーク使用料の2年分として、甲に対し[]円（消費税額を含む。）を一括して納付しなければならない。本契約の更新があったときも、同様とする。</p> <p>2. 乙は、いったん納付したプライバシーマーク使用料については、甲が特に適当と認める場合を除き、返還を請求することができない。</p>	
第3条	<p>（使用許諾証）</p> <p>甲は、前条第1項の納付があったときは、乙に対しプライバシーマーク使用許諾証（本契約の更新があったときは、更新後の有効期間に対応するプライバシーマーク使用許諾証）を交付する。</p>	<p>（使用許諾証）</p> <p>甲は、前条第1項の納付があったときは、乙に対しプライバシーマーク使用許諾証（本契約の更新があったときは、更新後の有効期間に対応するプライバシーマーク使用許諾証）を交付する。</p>	
第4条	<p>（使用上の制限）</p> <p>乙は、プライバシーマークをプライバシーマーク付与の申請の範囲において、要領及び本契約に定めるところに従って、使用しなければならない。</p> <p>2. 乙は、プライバシーマークを別紙の「プライバシーマーク使用規定」に従って使用しなければならない。</p>	<p>（使用上の制限）</p> <p>乙は、プライバシーマークをプライバシーマーク付与の申請の範囲において、要領及び本契約に定めるところに従って、使用しなければならない。</p> <p>2. 乙は、プライバシーマークを別紙の「プライバシーマーク使用規定」に従って使用しなければならない。</p>	
第5条	<p>（申請事項の変更）</p>	<p>（申請事項の変更）</p>	

別紙第1-ロ

	現行運営要領	改正案	改正理由
	乙は、要領第6条の申請書類の内容となった事項に重要な変更を生じたときは、すみやかに指定機関に報告しなければならない。	乙は、要領第6条の申請書類の内容となった事項に重要な変更を生じたときは、すみやかに指定機関に報告しなければならない。	
第6条	<p>(改善措置等)</p> <p>甲は、乙に対し要領第35条第2項において準用する要領第4章の規定による措置をとることができるものとし、乙は、これに従うものとする。</p> <p>2. 乙は、要領第20条の規定により、個人情報取扱における事故等が発生した場合には、すみやかに甲に報告しなければならない。</p>	<p>(改善措置等)</p> <p>甲は、乙に対し要領第35条第2項において準用する要領第4章の規定による措置をとることができるものとし、乙は、これに従うものとする。</p> <p>2. 乙は、<u>要領第20条第4項</u>の規定により、個人情報取扱における事故等が発生した場合には、すみやかに甲に報告しなければならない。</p>	
第7条	<p>(契約の解除及び失効)</p> <p>甲は、乙がプライバシーマーク使用料を納付しないときその他本契約の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。</p> <p>2. 甲が要領第35条第2項において準用する要領第22条第1項の規定により乙に対するプライバシーマーク付与認定を取り消し、又は前項の規定により本契約を解除したときは、本契約は、将来に向かってその効力を失う。この場合において、乙は、以後プライバシーマークの使用を中止し、プライバシーマーク使用許諾証を甲に返納しなければならない。</p>	<p>(契約の解除及び失効)</p> <p>甲は、乙がプライバシーマーク使用料を納付しないときその他本契約の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。</p> <p>2. 甲が要領第35条第2項において準用する要領第22条第1項の規定により乙に対するプライバシーマーク付与認定を取り消し、又は前項の規定により本契約を解除したときは、本契約は、将来に向かってその効力を失う。この場合において、乙は、以後プライバシーマークの使用を中止し、プライバシーマーク使用許諾証を甲に返納しなければならない。</p>	
第8条	<p>(有効期間及び更新)</p> <p>本契約の有効期間は、平成 年 月 日より2年間とし、更新があったときは、更に2年間延長される。</p> <p>2. 本契約の更新については、要領第35条第2項において準用する要領第3章に定めるところによるものとする。</p>	<p>(有効期間及び更新)</p> <p>本契約の有効期間は、平成 年 月 日より2年間とし、更新があったときは、更に2年間延長される。</p> <p>2. 本契約の更新については、要領第35条第2項において準用する要領第3章に定めるところによるものとする。</p>	
第9条	<p>(条項の解釈)</p> <p>本契約及び要領の条項について解釈上疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上決定する。ただし、協議が整わない場合は、乙は、甲の意見に従わなければならない。</p>	<p>(条項の解釈)</p> <p>本契約及び要領の条項について解釈上疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上決定する。ただし、協議が整わない場合は、乙は、甲の意見に従わなければならない。</p>	